

## 参加資格審査申請書記載要領

申請にあたってはこの記載要領により、記載漏れのないよう留意のうえ必要書類を添付し、期限までに提出してください。

### 申請に必要な添付書類

プロポーザル参加資格審査申請書には、下記の書類を添付すること。なお、綴り順は次の番号順とする。

添付書類のうち官公署が行う証明書類については、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えないこと。

- 1 プロポーザル方式参加資格審査申請書（別紙様式1）
- 2 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたものに限る。）
- 3 納税証明書

証明書類名	発行所	県内業者	県外業者
新潟県の県税納税証明書	地域振興局県税部	○	
法人税の納税証明書	税務署		○
消費税及び地方消費税の納税証明書	〃	○	○

(注意) ①上記の証明書は「**税の未納はない**」旨を記載したものであること。

② 県内業者・県外業者

- ・ 県内業者とは、新潟県内に主たる事務所等（本社、本店）を有する者をいう。
- ・ 県外業者とは、新潟県内に主たる事務所等（本社、本店）を有しない者をいう。

- 4 暴力団等の排除に関する誓約書（別紙様式2）
- 5 委任状（別紙様式3）

申請者と事業実施に係る契約者・委託費の請求者等が異なる場合のみ添付すること。

### 申請書作成にあたって

#### 1 申請書作成にあたっての全般的注意事項

(1) 申請ができるのは以下の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県内に本社、支社等の事業所を有する法人であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

カ 審査基準日（審査基準日とは、**令和8年2月1日**をいう。以下、同じ）において、引き続き1年以上事業を営んでおり、訓練受託企業の開拓、求職者の募集及び就職の支援ができる人員・設備の体制やノウハウを有し、且つ、これらを適切に実施できること。

(2) 訂正箇所には、訂正印を押印すること。

(3) 営業所、支社、支店等（以下「営業所等」という）を含む全体の状況について記載すること。

## 2 各項目の記載要領等

- (1) 「商号又は名称」欄  
会社名又は屋号等を記載すること。（支社、支店は法人登記のあるものに限る。）
- (2) 「氏名（代表者氏名）」欄  
代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (3) 「電話番号」及び「FAX番号」欄  
市外局番も記載すること。（例 025-〇〇〇-〇〇〇〇）
- (4) 営業の沿革の「創業後の沿革」欄  
組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開又は商号若しくは名称の変更を記載すること。
- (5) 職員数  
ア 審査基準日現在の職員数を記載すること。  
イ 職員数には、役員を含めた人数を記載すること。
- (6) 売上高  
業務に係る売上高の合計額を、審査基準日の直前の決算からその1年前までの間の営業年度（「直前営業年度」）及びその前年度（「直前営業年度の前年度」）について記載すること。

## 3 問い合わせ先・提出先

〒955-0024 三条市柳沢 353 番地 2  
新潟県立三条テクノスクール  
訓練課 羽瀧  
電子メール：ngt055040@pref.niigata.lg.jp  
電話 0256-38-3464 Fax 0256-38-8220